

令和3年度 全国安全週間

スローガン

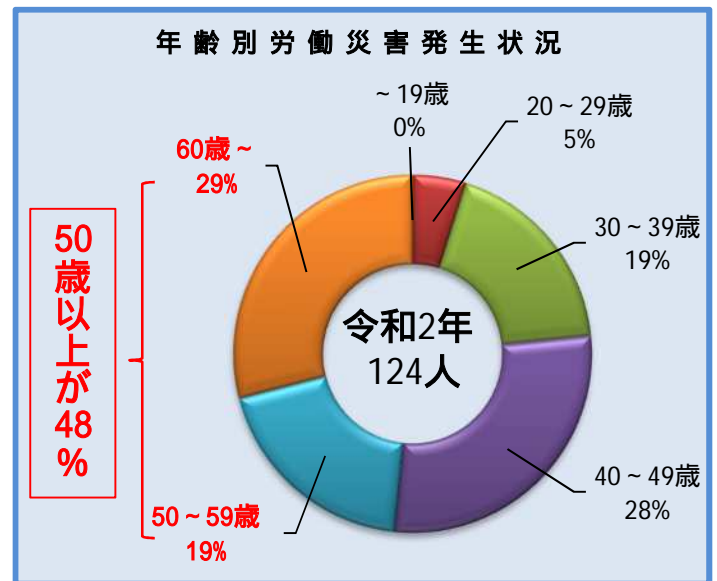
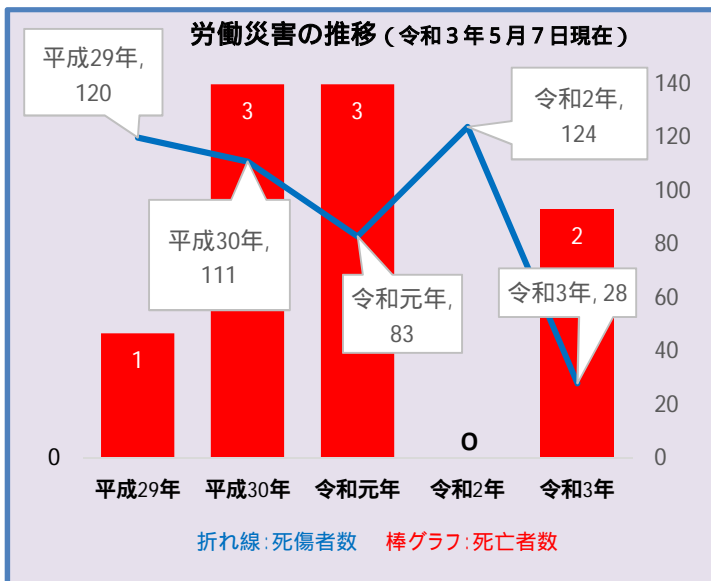
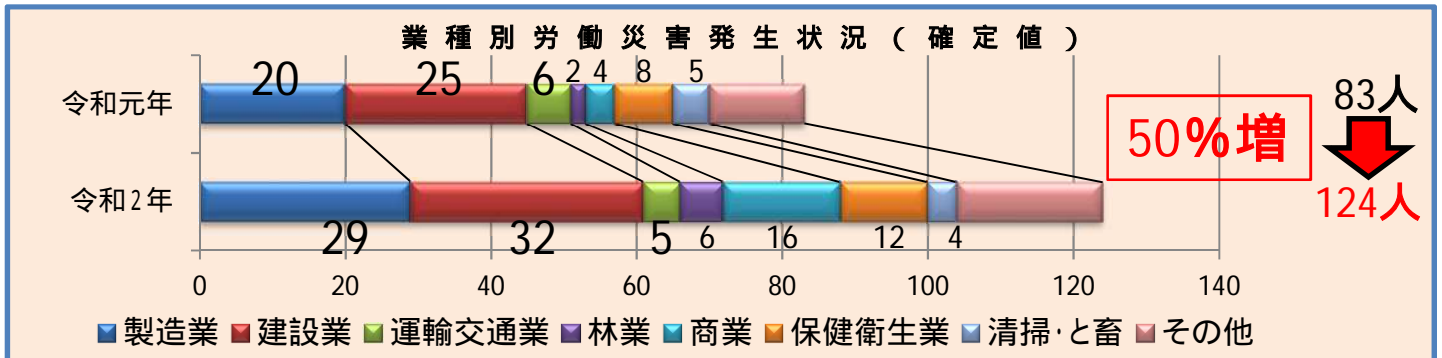
「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

期 間:令和3年7月1日～令和3年7月7日

準備期間:令和3年6月1日～令和3年6月30日

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で94回目を迎えます。

令和2年の当署管内の労働災害発生状況を見ると、死亡者数は0人となりましたが、休業4日以上の死傷者数(以下、「死傷者数」という。)は124人で令和元年と比較し約50%増加しました。また令和3年は5月7日現在、死傷者数が28人で前年同期と同数となっていますが、そのうち死亡者数はすでに2人となっています。死傷者数の増加要因の一つには、労働者の高齢化が関係しており、令和2年の死傷者数のうち48%が50歳以上であり、また令和3年に労働災害で死亡した2人は、いずれも60歳以上となっています。



近年、自然環境や人間社会が長期にわたって良好な状態に維持されるようにする「サステナビリティ」(持続可能性)という考え方が企業活動に求められています。これは労働安全衛生についても通用するものであり、知識・技能だけでなく、人材やシステムなど、安全管理に必要な全ての資源が確実に継承されなければ、企業の持続的な発展は望めません。

今年のスローガンは、「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」です。今は新型コロナウイルス感染症が収束せず、企業の生産活動も個人の生活も制限されるなど、厳しい状況が続いています。また働く高齢者の増加等の就業構造の変化など社会情勢の変化等にも対応しながら、**将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施**していく必要があります。

ぜひ全国安全週間を機会に職場を見つめ直し、誰もが安心して安全に働くことができる職場環境の実現に向けて取り組みましょう。

阿南労働基準監督署

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施しましょう。

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

上記の実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従いましょう。

また、下記の「職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！」の「**取組の5つのポイント**」を実施し、職場での感染予防を行いましょ。

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

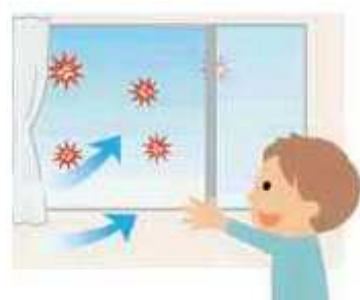
① すべての確認事項にがつかない場合

- リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

② すべての確認事項にがついた場合

- 厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



【R3.5作成】